

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		浄化槽保守点検・清掃に係る改善措置命令（管理者、保守点検業者、管理士、清掃業者又は技術管理者）
根拠条例・規則等名		浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）
条 項		第 1 2 条第 2 項
所 管 部 課		環境局環境共生部環境対策課（電話：048-829-1331）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難なため。
	設定等年月日	平成 14 年 11 月 6 日設定 平成 14 年 11 月 6 日最終改正
備 考		